

■販売力強化事業	
要綱上の 対象経費	①ホームページ等新規作成費 ②販売・予約システム等構築費
① ホーム ページ等 新規作成 費	○経費として認めるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成にかかる外部委託費 ホームページ作成事業者からの技術指導費、外国語対応への翻訳費用、専門家派遣旅費 など</li> </ul> ×経費として認めないもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・備品購入費 パソコン、ケーブル等購入費</li> <li>・広告費 店舗の宣伝広告費</li> <li>・ランニングコスト全般 システム維持費、管理費、運用費、保守費用 など</li> </ul>
②販売・予 約システ ム等構築 費	○経費として認めるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム等構築にかかる外部委託費 ホームページ作成事業者への委託費、より商品を魅力的に掲載するためのアドバイザー派遣費 など</li> </ul> ×経費として認めないもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売、予約システムの構築以外にも係る費用 パソコン等の購入費、システムの広告費 など</li> <li>・システムに関らず販売に伴い発生する経費 送料、配送用消耗品費 など</li> <li>・ランニングコスト全般 システム使用料、維持費、管理費、運用費、保守費用 など</li> </ul>